

**遡及基準の公表に伴う他の会計基準等の改正（案）****I. 改正すべき会計基準等、各会計基準等の改正方法及び改正時期(案)**

基準等の名称	PJ名	PJでの基準等の改正時期	遡及関連改正事項(時期)
企業結合会計基準、事業分離等会計基準、結合分離等適用指針	企業結合PJ(財務諸表表示PJ)	2010年第4四半期(財務諸表表示は2010年第1四半期)	条件付対価、暫定的な会計処理等(左記と同時期か)
固定資産の減損に係る会計基準の適用指針	企業結合PJ、無形資産PJ	2010年第4四半期(企業結合基準公表に合わせて対応か)	臨時償却に関する記述の削除(遡及基準公表後対応か)
保有目的変更当面の取扱い	金融商品PJ	2010年第1四半期(PITF26号関係)、2011年(保有目的区分)	保有目的区分の位置づけ(PITF26号適用期間終了対応時)
株主資本等変動計算書に関する会計基準・適用指針	財務諸表表示PJ	2010年第1四半期(包括利益関連)	開示様式変更(左記と同時期)
連結会計基準	財務諸表表示PJ、特別目的会社PJ、企業結合PJ	2010年第1四半期(連結範囲部分の分離・包括利益関連)、2010年第4四半期(企業結合関係)、	会計方針の変更に関する記述の見直し(左記連結範囲部分の分離と同時期か)
1株当たり当期純利益基準・適用指針	遡及PJ	—	EPS注記全般の見直し(遡及基準公表後対応)
海外子会社会計処理当面の取扱い、持分法会社会計処理当面の取扱い	遡及PJ	—	当面の取扱いの見直し(遡及基準公表後対応)
繰延資産当面の取扱い	遡及PJ(無形資産PJ)	—(2010年第4四半期無形資産基準公表後に対応か)	会計方針の変更に関する記述の見直し(遡及基準公表後対応)
四半期財務諸表会計基準・適用指針	遡及PJ	—	四半期の取扱い(遡及基準公表後別途検討)
セグメント会計基準	遡及PJ	—	(次回以降検討)

【参考】公開草案において改正が予定されている基準等（会計基準案第 75 項）

- ・ 企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」
- ・ 企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- ・ 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」
- ・ 実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」

（注）上記とⅠ．に記載する改正案との相違

公開草案時点で改正予定としていたが、改正をしない(予定)の会計基準等	公開草案時点で改正予定として列挙していなかったが、改正を行う(予定)の会計基準等
該当なし	実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」、

Ⅱ. 検討する改正の内容分類(案)

(1) 遡及基準公表後速やかに改正手続を進めるもの

会計基準等	該当項	影響	参照
1 株当たり当期純利益に関する会計基準	第 19 項、第 30 項、第 30-2 項、第 30-3 項、第 31 項、第 32 項、第 51 項、第 60 項、第 61 項、	注記	審議(1)-参考 1 3
セグメント情報等の開示に関する会計基準	(次回以降検討)	注記	
1 株あたり当期純利益に関する会計基準の適用指針	第 36-2 項、第 41 項、第 42 項	注記	審議(1)-参考 1 3
固定資産の減損に係る会計基準の適用指針	第 69 項、第 86 項	なし	審議(1)-参考 2 I 1
連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い	当面の取扱い(5)の削除 経過措置の取扱い追加	処理の 変更	審議(1)-参考 2 I 2
繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い	3(7)	なし	審議(1)-参考 2 I 3
持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い	脚注の修正	処理の 変更	審議(1)-参考 2 I 4

(2) 遡及基準PJでの追加検討後改正を行うもの（平成22年1月以降検討）

会計基準等	該当項	影響	参照
四半期財務諸表に関する会計基準	全般にわたり検討	処理の 変更	公表後検討
四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針	全般にわたり検討	処理の 変更	公表後検討

(3) 他PJで検討された会計基準改正時に合わせて改正を行うもの

会計基準等	改正予定時期	該当項	影響	参照
株主資本等変動計算書に関する会計基準	2010年第1四 半期	第 6 項、第 8 項	表示様 式	審議(1)-参考 2 II 1
株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針	2010年第1四 半期	記載様式	表示様 式	審議(1)-参考 2 II 2
事業分離等に関する会計基準	2010年第1四 半期以降	第 112 項	なし	審議(1)-参考 2 II 3
連結財務諸表に関する会計基準	2010年第1四 半期	第 43 項(3)	注記	審議(1)-参考 2 II 4

(4)他基準で実質的な議論を行うべきもの

会計基準等	検討事項
企業結合に関する会計基準	条件付対価、暫定的な会計処理
企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針	条件付対価、暫定的な会計処理
債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い	保有目的区分の位置づけ

以上